三、株式会社ネオビジョンに対する件

昭和四十三年(排)第四十号

排除命令

東京都新宿区柏木一丁目百二十四番地

株式会社ネオビジョン

代表取締役　前田宏明

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社ネオビジョンは、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和三十七年公正取引委員会告示第五号)第一項の規定に違反して、景品類を提供してはならない。

二、同社は、今後、一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、その旨を当委員会に、あらかじめ、届け出なければならない。

三、同社は、昭和四十三年二月十五日から四月十五日までの間に行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」に違反したものである旨およびこのよう

な行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

四、同社は、前項によつて行なつた公示について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社ネオビジョンは、肩書地に主たる事務所を置き、各種人形の販売業を営む事業者である。

同社は、その販売する人形について、月刊雑誌および週刊雑誌に広告を掲載し、購入申込者に対して当該商品を送付し、代金の支払いを受けるといういわゆる代金後払式による通信販売を行なつている。

同社は、昭和四十三年三月十五日から四月十五日までの間、懸賞による景品類の提供を行ない、その販売する人形の購入申込者を対象とし、人形の購入申込書を抽せん券として用いて四月三十日に抽せんを行ない、特賞三菱ネオカラーテレビ十九インチ（現金正価十七万九千円）一本、一等テデイ・ベア（三千円）五本、二等シール動物（千円）三十本その他の景品類を提供した。

しかるに、同社が販売する人形の最低価額は、二百九十円であり、したがつて、当該懸賞により提供した特賞の景品類の価額は、最低の取引価額二百九十円の二十倍である五千八百円をこえるものである。

法の適用

前記事実によれば、株式会社ネオビジョンの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十三年六月二十七日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子